

地域密着型特別養護老人ホーム施設整備事業者募集に係る質問への回答

令和4年5月23日

NO.	質問事項	回答	質問の該当箇所
1	群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正により1ユニットの定員について、10名を超えることが可能（15名は越えられない）となったが、今回の整備についても同様の考えとということによろしいか。	お見込みの通りです。ただし、群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び太田市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すると共に、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の趣旨を踏まえた設計・運営とすることが条件です。	2. 募集内容（3）形態